別表八の十一の記載要領第一号中「受ける場合」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法第81条の４（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）（租税特別措置法第68条の103又は第68条の104の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合」を加え、同欄十一号中「「左のうち益金の額に算入される金額㉑」及び「左のうち益金の額に算入される金額　㉔」」を「「左のうち益金の額に算入される金額　㉓」及び「左のうち益金の額に算入される金額　㉗」」に改め、「第81条の４第２項」の次に「又は第３項」を加え、「その金額」を「同条第２項の規定により計算した金額については、その金額」に改める。

別表九㈠の表中

受取配当等の益金不算入額（別表八(一)「12」若しくは「24」又は別表八の二「26」）	受取配当等の益金不算入額（別表八(一)「14」若しくは「29」又は別表八の二「29」）
所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「31の①」又は別表四の二付表「42の①」）	所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「35の①」又は別表四の二付表「44の①」）

に改める。

別表九㈡及び別表九㈢を削る。

別表九㈣の記載要領第六号⑴及び⑵を次のように改める。

⑴　租税特別措置法施行令第39条の31第６項第２号若しくは第39条の32第３項第２号に規定する適格合併若しくは租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成22年政令第58号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この号において「平成22年旧措置法施行令」という。）第39条の31第６項第２号若しくは第39条の32第３項第２号に規定する適格合併若しくは適格分割型分割又は租税特別措置法施行令第39条の125第４項第２号若しくは第39条の126第３項第２号に規定する適格合併若しくは平成22年旧措置法施行令第39条の125第４項第２号若しくは第39条の126第３項第２号に規定する適格合併若しくは適格分割型分割による承継　租税特別措置法施行令第39条の31第６項第２号若しくは第39条の32第３項第２号に規定する適格合併に係る被合併法人のこれらの規定に規定する適格合併前事業年度等若しくは平成22年旧措置法施行令第39条の31第６項第２号若しくは第39条の32第３項第２号に規定する適格合併若しくは適格分割型分割に係る被合併法人若しくは分割法人のこれらの規定に規定する適格合併等前事業年度等又は租税特別措置法施行令第39条の125第４項第２号若しくは第39条の126第３項第２号に規定する適格合併に係る被合併法人のこれらの規定に規定する適格合併前連結事業年度等若しくは平成22年旧措置法施行令第39条の125第４項第２号若しくは第39条の126第３項第２号に規定する適格合併若しくは適格分割型分割に係る被合併法人若しくは分割法人のこれらの規定に規定する適格合併等前連結事業年度等におけるこの表の「投資勘定差額　⑯」の「翌期繰越額　①－②＋③　④」の欄の金額

⑵　租税特別措置法施行令第39条の31第６項第３号若しくは第39条の32第３項第３号に規定する適格分割等若しくは平成22年旧措置法施行令第39条の31第６項第３号若しくは第39条の32第３項第３号に規定する適格分社型分割等又は租税特別措置法施行令第39条の125第４項第３号若しくは第39条の126第３項第３号に規定する適格分割等若しくは平成22年旧措置法施行令第39条の125第４項第３号若しくは第39条の126第３項第３号に規定する適格分社型分割等による承継　租税特別措置法施行令第39条の31第６項第３号若しくは第39条の32第３項第３号に規定する適格分割等に係る分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人の当該適格分割等の日を含む事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度）開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）若しくは平成22年旧措置法施行令第39条の31第６項第３号若しくは第39条の32第３項第３号に規定する適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人若しくは事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法第２条第12号の６（定義）に規定する事後設立法人をいう。⑵において同じ。）の当該適格分社型分割等の日を含む事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度）開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）又は租税特別措置法施行令第39条の125第４項第３号若しくは第39条の126第３項第３号に規定する適格分割等に係る分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人の当該適格分割等の日を含む連結事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同日を含む事業年度）開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該前日を含む事業年度）若しくは平成22年旧措置法施行令第39条の125第４項第３号若しくは第39条の126第３項第３号に規定する適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人若しくは事後設立法人の当該適格分社型分割等の日を含む連結事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同日を含む事業年度）開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該前日を含む事業年度）におけるこの表の「投資勘定差額　⑯」の「翌期繰越額　①－②＋③　④」の欄の金額

別表九㈣を別表九㈡とする。

別表十㈠の表中

所得金額仮計又は連結所得金額仮計（別表四「22の①」又は別表四の二「33の①」）	所得金額仮計又は連結所得金額仮計（別表四「26の①」又は別表四の二「35の①」）

に改める。